

岩手県告示第623号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和3年8月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 保安林予定森林の所在場所 岩手郡雫石町大字鶯宿第4地割字門戸沢53の7、大字鶯宿第5地割字向切留1の6、1の9、1の10、2、19の6、21、24の23、28
- 2 指定の目的 水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び雫石町役場に備えておいて縦覧に供する。